

令和7年度

志木中学校 PTA 定期総会

(資 料)

目 次

第 1 号議案 令和 6 年度事業報告

第 2 号議案 令和 6 年度決算報告

監査報告

第 3 号議案 令和 7 年度事業計画(案)

第 4 号議案 令和 7 年度予算(案)

第 5 号議案 令和 7 年度 PTA 役員・組織図(案)

第 6 号議案 規約の改定(案)

志木中学校 PTA 規約

PTA 連合会 保険制度について

令和6年度事業報告

<本部・全体>

年	月	日	事業内容
R6	4	22	志木中 PTA 定期総会（書面評決）
	5	11	市 P 連会長副会長会議・総会
		16	第1回役員会・理事会
		17	青少年育成市民会議総会
		25	志木三小運動会 参加
		31	第1回給食試食会
		6	1
	17		第2回青少年育成市民会議
	21		市 P 連第1回会長副会長会議
	27		第2回役員会
	7	20	夏の非行・薬物防止キャンペーン
		20-21	敷島神社夏祭りパトロール/神輿体験補助
	9	5	第3回役員会・第2回理事会
		9	第3回青少年育成市民会議
		28	第2回校内環境整備
		10	13
	24		第4回役員会・第3回理事会 第1回選考委員会
	11	7	市 P 連第2回会長副会長会議
		9	志木三小 50 周年記念式典
	12	1	秋の非行・薬物乱用防止キャンペーン
7		第3回校内環境整備（落ち葉掃き） 臨時役員会	
R7		1	第5回役員会
	1	16	第5回役員会
		24	新入生保護者説明会
		27	第4回青少年育成市民会議
	2	3	第2回給食試食会/家庭教育学級
		6	青少年非行防止講演会
	3	4	市 P 連第3回会長副会長会議
		6	第6回役員会・第4回理事会 第2回選考委員会
	14	志木中第77回卒業式参列 参加	
	17	17	学校給食会計監査 会計監査
22		志木小・志木三小卒業式参列 不参加	
24	24	第5回青少年育成市民会議	
	4	8	志木中第77回入学式参列 参加 志木小・志木三小入学式参列 不参加

<選考委員会>

年	月	日	事業内容
R6	10	24	次年度 PTA 会長および監事選出について
R7	3	6	次年度 PTA 会長および監事選出

<お手伝い制度>

年	月	日	事業内容
R6			あいさつ運動（通年）
	5	31	第1回給食試食会 参加
	6	1	第1回校内環境整備 参加
	7	20-21	夏祭りパトロール 参加 ※7月20日は雨天のため中止
	9	28	第2回校内環境整備 参加
	10	13	体育祭駐輪場整理 参加
	12	7	第3回校内環境整備（落ち葉掃き） 参加
R7	2	3	第2回給食試食会 参加
			家庭教育学級
			「家庭の食卓 心をつなぐ場所」 参加
		28	学校保健委員会
			「今からできる骨育」 参加
	3	11	今年度あいさつ運動週間 参加（3/11～3/19）
			次年度あいさつ運動週間 参加（4/9～4/16）

<学年委員会>

年	月	日	事業内容
R6	5	17	第1回理事会出席・第1回学年委員会
		18	・「あいさつ運動当番表」3年1組～4組配布 ・「令和5年度お手伝い制登録者名簿」配布 ・「第1回校内環境整備」「第1回給食試食会」 お手伝い参加者宛手紙配布
	6	27	第2回学年委員会
		28	・「あいさつ運動当番表」2年1組～3組、3年5組配布 ・「夏祭りパトロール参加のお願い」お手伝い参加者手紙配布 ・「リサイクル用制服寄付のお願い」 1・2年、かしわ学級保護者宛てさくら連絡網にて配信
	9	5	第2回理事会出席・第3回学年委員会
		6	・「あいさつ運動当番表」2年4組～6組配布 ・「体育祭 駐輪場整備」「第2回校内環境整備」 お手伝い参加者宛手紙配布 ・「制服リサイクルのお知らせ」 在校生保護者・志木小・志木三小・宗岡四小保護者宛て さくら連絡網にて配信
	10	21	制服リサイクル開催

	10	24	第3回理事会出席・第4回学年委員会
		25	・「あいさつ運動当番表」1年1組～6組分 ・「落ち葉掃き」「今年度あいさつ運動週間」 お手伝い参加者宛手紙配布
R7	1	10	・「家庭教育学級」「学校保健委員会」お手伝い参加者宛手紙配布
		14	・「第2回給食試食会」お手伝い参加者宛手紙配布
	2	3	第2回給食試食会・家庭教育学級開催
	3	6	第4回理事会出席・第5回学年委員会
		7	・「次年度あいさつ運動週間」お手伝い参加者宛手紙配布 ・「リサイクル用制服ご寄付のお願い」3年生保護者宛て配信

<卒業対策委員会>

年	月	日	事業内容
R6	10	24	第1回卒業対策委員会
R7	1	27	手紙配布
	2	3	集金
		4	集金（予備日）
	3	6	第2回卒業対策委員会 会計報告
		7	手紙配布
		13	花束受け取り
		14	卒業式

<校外委員会>

年	月	日	事業内容
R6	5	16	第1回理事会出席・第1回校外委員会
	6	27	第2回校外委員会
	7	20-21	夏祭りパトロール ※7月20日は雨天のため中止
	9	5	第2回理事会出席・第3回校外委員会
		20	秋の全国交通安全運動 自転車マナー啓発のパンフレット印刷、配布
	10	13	体育祭協力 駐輪場整理
		24	第3回理事会出席
R7	3	6	第4回理事会出席・第4回校外委員会 新入生保護者用名札作成

<交通安全母の会>

年	月	日	事業内容
R6	6	25	交通安全母の会理事会 代表出席
	9	21-30	秋の全国交通安全運動 自転車マナー啓発のパンフレット印刷、配布
		24	秋の街頭キャンペーン 代表1名出席

<広報部>

年	月	日	事業内容	
R6	4	25	役員顔合わせ 正・副部長、班長決め かしわ第1号打合せ 1年各クラスの写真、先生方の写真、原稿依頼(1号)	
		26	PTA本部の写真依頼(1号)	
	5	16	第1回理事会 PTA会長の写真、原稿依頼(1号)	
		31	給食試食会写真撮影(本部)	
	6	1	第1回校内環境整備写真撮影(本部)	
	7	8	かしわ第2号打合せ	
		10-11	かしわ第1号発行	
	9	21	夏祭りパトロール写真撮影(本部)	
		5	第2回理事会	
	10	6	かしわ第3号 合唱祭打合せ、卒業コメント依頼	
		28	第2回校内環境整備写真撮影(本部)	
	11	13	体育祭写真撮影(2号班)	
		21	制服リサイクル写真撮影(2号班)	
	12	23	かしわ第2号打合せ	
		24	第3回理事会	
	R7	2	3	給食試食会、家庭教育学級写真撮影(本部)
			4	かしわ第3号発行
			6	第4回理事会

令和6年度志木中学校 PTA 歳入歳出決算書

(第2号議案資料)

(歳入の部)

△印は減を示す(単位:円)

項 目	6年度予算	6年度決算	比 較	附 記
会 費	1,360,000	1,130,000	△ 230,000	1世帯年額2,500円
助 成 金	0	15,000	15,000	志木市生涯学習課
雑 収 入	0	68	68	銀行利子(4/1 ¥3, 10/1 ¥65)
繰 越 金	428,799	428,799	0	
合 計	1,788,799	1,573,867	△ 214,932	

(歳出の部)

項 目	6年度予算	6年度決算	比 較	附 記
1.庶務費				
(1)需用費	80,000	18,371	△ 61,629	コピー用紙、ファイル 他
2.会議費				
(1)総会費	30,000	0	△ 30,000	オンライン決議の為
(2)会合費	10,000	0	△ 10,000	教育委員会懇親会 他
3.活動費				
(1)本部活動費	40,000	18,720	△ 21,280	通信費 他
(2)広報部費	270,000	221,100	△ 48,900	広報誌「かしわ」発行
(3)校外委員会費	10,000	855	△ 9,145	
(4)学年委員会費	30,000	24,030	△ 5,970	備品購入 他
(5)全体活動費	200,000	143,347	△ 56,653	コピー機、備品購入 他
4.分担金				
(1)各種分担金	0	0	0	市P連研修会
5.慶弔費				
(1)慶弔金	80,000	43,000	△ 37,000	弔慰金、記念品代
6.積立金				
(1)備品購入積立金	30,000	30,000	0	別口座へ振替
(2)周年事業積立金	30,000	30,000	0	別口座へ振替
7.PTA団体連合会保険				
(1)PTA団体障害保険	85,000	70	△ 84,930	市P連掛金
8.県PTA会費				
(1)県PTA会費	0	0	0	県P休会の為
9.学校協力費				
(1)進路対策費	100,000	100,000	0	進路活動、通信費
(2)環境整備費	150,000	150,000	0	式典装飾費、環境整備費
10.生徒活動支援金				
(1)生徒活動支援金	150,000	150,000	0	
11. 予備費				
(1)予備費	493,799	192,958	△ 300,841	熱中症対策備品寄贈
合 計	1,788,799	1,122,451	△ 666,348	

サイニユウ

サイシユツ

(歳入) 1,573,867 - (歳出) 1,122,451 = 451,416




残高 451,416円は令和7年度へ繰り越します。

別口座振替分(平成9年度より積み立て)

☆	備品購入積立金	1,000,144 円
	利 息	440 円
	合 計	1,000,584 円
☆	同年事業積立金	936,504 円
	利 息	410 円
	合 計	936,914 円

上記のとおり報告いたします。



令和7年3月17日
志木市立志木中学校PTA

会 長 神山 威仁 
会 計 佐々木 幸江 
会 計 清水 智之 

会計監査報告

会計監査の結果、適正かつ正確であることを証します。

令和7年3月17日
志木市立志木中学校PTA

監 事 柴崎 義則 
監 事 宇賀神 一弘 

この決算書は令和7年3月17日監事の承認済みです。

(第3号議案資料)

令和7年度事業計画案

〈全会員活動〉

- ・ 定期総会
- ・ 学校行事への協力と参加
- ・ その他

〈本部・全体活動〉

- ・ 定期総会準備
- ・ 役員会開催
- ・ その他

令和7年度志木中学校PTA歳入歳出予算書(案)

(第4号議案資料)

(歳入の部)

△印は減を示す(単位:円)

項目	6年度予算	7年度予算	比較	附記
会費	1,360,000	0	△ 1,360,000	
助成金	0	0	0	
雑収入	0	0	0	銀行利子
繰越金	428,799	451,416	22,617	
合計	1,788,799	451,416	△ 1,337,383	

(歳出の部)

項目	6年度予算	7年度予算	比較	附記
1.庶務費				
(1)需用費	80,000	0	△ 80,000	コピー用紙、ファイル 他
2.会議費				
(1)総会費	30,000	0	△ 30,000	総会、監査費他
(2)会合費	10,000	0	△ 10,000	総会、監査費他
3.活動費				
(1)本部活動費	40,000	0	△ 40,000	
(2)広報部費	270,000	0	△ 270,000	広報誌「かしわ」発行
(3)校外委員会費	10,000	0	△ 10,000	夏祭りパトロール
(4)学年委員会費	30,000	0	△ 30,000	家庭教育学級
(5)全体活動費	200,000	0	△ 200,000	備品購入、コピー機費他
4.分担金				
(1)各種分担金	0	0	0	
5.慶弔費				
(1)慶弔金	80,000	50,000	△ 30,000	弔慰金、記念品代
6.積立金				
(1)備品購入積立金	30,000	0	△ 30,000	別口座へ振替
(2)周年事業積立金	30,000	0	△ 30,000	別口座へ振替
7.PTA団体連合会保険				
(1)PTA団体傷害保険	85,000	0	△ 85,000	
8.県PTA会費				
(1)県PTA会費	0	0	0	県P休会の為
9.学校協力費				
(1)進路対策費	100,000	80,000	△ 20,000	進路活動、通信費
(2)環境整備費	150,000	150,000	0	式典装飾費、校内美化・緑化費
10.生徒活動支援金				
(1)生徒活動支援金	150,000	150,000	0	
11.予備費				
(1)予備費	493,799	21,416	△ 472,383	
合計	1,788,799	451,416	-1,337,383	

(各項目流用可)

上記の通り提案いたします。

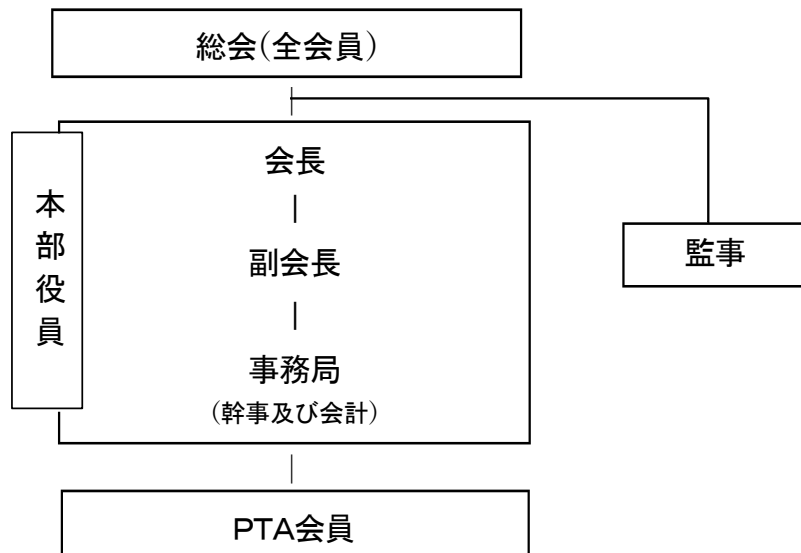
令和7年4月14日

志木市立志木中学校PTA会長 神山 威仁

志木市立志木中学校PTA役員・組織図(案)

会 長	野 浦 康 亘	幹 事	長 田 步	幹 事 (書記)	佐 藤 尚 子	顧 問	神 山 威 仁
副 会 長	山 田 裕 子		伴 紀 子		佐 藤 眞 弓		佐 藤 康 治
	神 谷 愛		中 道 舞		安 田 美 保 子		中 村 和 子
会 計	佐 々 木 幸 江			監 事	宇 賀 神 一 弘		
	堀 田 真 知 子				甲 斐 智 恵 子		

※会長・監事以外の本部役員は会長が委嘱するため総会後に選出される場合があります



(第6号議案資料)

規約改正 (案)

規約の改正を提案します。

- 目的：各会員の現状や昨今の社会情勢を鑑み、PTA活動そのものを見直す必要があり、PTA活動の休会を視野に入れた規約へ変更。
- 改正箇所：赤字部分が改正箇所となります。

志木中学校 PTA 規約

(細則を含む)

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、志木市立志木中学校 PTA と称し、事務局を志木市柏町3丁目2番2号志木中学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、生徒の教育の向上と健全な育成を推進するとともに、会員相互の教養を高め親和を深めることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を遂げるため、次の活動を行う。

- (1) 生徒の教育に関する相互研究活動
- (2) 生徒の健全育成に関する福祉と文化推進活動
- (3) 会員相互の研鑽と親和を深める活動
- (4) その他、目的達成に必要な活動

(資格)

第4条 本会の会員**対象者**は、次のとおりとする。

- (1) 志木市立志木中学校に在籍する生徒の保護者、またこれに係わる者
- (2) 志木市立志木中学校に勤務する教職員
- (3) **会員加盟は、総会又は臨時総会における意見表明又は会長委任によって加盟の意志を確認するものとする。**
- (4) **年度途中の退会については会員からの申出又は加盟が継続できない事情が生じた場合をもって行うものとする。**

(方針)

第5条 本会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従う。

- (1) 本会の会員は、すべて平等の義務と権利を有する。
- (2) 本会は、特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) 本会、また本会役員の名で公私選挙の候補者を推薦しない。

第2章 会計

(会費)

第6条 会員は、年額2,500円(1家庭あたり)の会費を納めるものとする。

ただし、特別事情のある者は、会費を減免することができる。また、途中の転入・転出については、細則による。

2 本会が休会の場合はこの限りではない。

(経費)

第 7 条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって充てられる。

(会計年度)

第 8 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 3 章 役 員

本会が休会の場合は第 9 条から 15 条この限りではない。

(本部役員)

第 9 条 本会には、会の運営にあたり次の本部役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 4 名以内
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 会 計 2 名

2 本部役員は、他の役職また監事を兼ねることはできない。

3 幹事及び会計は、事務局を構成し本会の事務処理を行う。

(選 出)

第 10 条 本部役員は、次により選出する。

- (1) 会長は、選考委員会の推薦により総会において選任する。
- (2) 副会長、幹事、会計は、会長が委嘱する。

(本部役員の任務)

第 11 条 本部役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理し本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 幹事は、会長の指示に従って事務局を運営し、事務全般を掌理する。
- (4) 会計は、予算に基づき本会の会計事務を処理し、定期総会において、監事の監査を経た決算を報告する。

(委員及び部員)

第 12 条 本会には、会の運営にあたり、次により委員及び部員を置くものとする。

- (1) 委員及び部員は、各学級から互選により 4 名選出する。
- (2) 各委員及び部員は、各学級の会員を代表する。

(理 事)

第 13 条 本会には、会の運営にあたり理事を置き、次により選任する。

- (1) 各正副委員長及び正副部長は、理事を兼ねる。

(監 事)

第 14 条 本会には、会の会計を監査するため監事を 2 名置く。

- 2 監事は、選考委員会の推薦により総会において選任する。
- 3 監事は、会計を監査し、総会においてその結果を報告する。
- 4 監事は、必要に応じ各種会議に出席し、意見を述べることができる。

(任期)

第15条 各役員の任期は、翌年度の定期総会終了を以って任期満了とする。
ただし、再任は妨げない。

第4章 会 議

(種類)

第16条 本会の会議は、総会、役員会、理事会、各委員会及び部会並びにその他の会議とする。
※別図参照

2 学校長は、必要に応じ各種会議に出席し、意見を述べることができる。

(総会及び臨時総会)

第17条 定期総会は、毎年4月もしくは5月に開催する。なお、必要に応じ会長の招集により、臨時総会を開くことができる。

2 本会が休会の場合はこの限りではない。

(総会の審議規定)

第18条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業報告および事業計画の承認
- (2) 決算及び予算の承認
- (3) 規約の改廃
- (4) 人事案件の承認
- (5) その他の重要事項

(議 決)

第19条 議会の議決及び承認は、表決書（オンライン投票を含む）提出者又は出席者（委任状を含める）の過半数によるものとする。

(顧 問)

第20条 特に功労のあった者を役員会の推薦により、総会において顧問に選任する。顧問は、会長の諮問に応じ各種会議に出席し、意見を述べることができる。

(役員会)

第21条 役員会は、会長、副会長、幹事、会計によって構成する。

(役員会の任務)

第22条 役員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 総会に提出する議案を立案・調整する。
- (2) 理事会に提出する議案を立案・調整する。
- (3) その他、必要な案件を審議する。

(理事会)

第23条 理事会は、本会の本部役員及び理事によって構成し、必要により会長が召集する。

2 理事会は原則公開とし、会員は、随時見学（傍聴）することができる。

(理事会の任務)

第24条 理事会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 本会の目的達成に必要な計画を立てる。
- (2) 各委員会及び部会の事業計画等を審議し調整する。
- (3) 総会に提出する関係書類を作成する。
- (4) 必要な場合は、特別委員会を設置する。
- (5) その他、重要な案件を審議する。

(委員会及び部会)

第 25 条 学年委員会、校外委員会、広報部会は、各委員及び部員によって構成する。

2 各委員会及び部会は、各委員及び部員の互選により各正副委員長及び正副部長を選任する。

(委員会及び部会の任務)

第 26 条 学年委員会、校外委員会、広報部会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 学年委員会は、学年・学級 PTA を運営し、各学年・学級の意見等を掌握し理事会の場において提言する。また、お手伝い制度等を通して、会員の本会事業への参加を調整する。
- (2) 校外委員会は、校外における生徒の生活環境を良好に保全すると共に助言に努める。また、お手伝い制度等を通して、会員の本会事業への参加を調整すると共に志木市交通安全母の会の事業を行う。
- (3) 広報部会は、本会の情報や活動その他学校行事等を取材し、広報紙等の発行により速やかに会員等に知らせる。

(選考委員会)

第 27 条 本会には、次により選考委員会を置く。

- (1) 選考委員会は、会長及び監事の候補者を選考し推薦する。
- (2) 本委員会の運用は、細則に定める。
- (3) 本会が休会の場合はこの限りではない。

第 5 章 規約の改廃及び細則等

(規約の改廃)

第 28 条 本規約の改廃は役員会で発議し、総会において出席者の過半数の賛成を要する。また、改正案は、総会 3 日前までに会員に配布する。

2 本会が休会の場合はこの限りではない。

(細 則)

第 29 条 本会の運営にあたり、細則を別に定める。また、細則はこの会の規約に反しない限りにおいて役員会で立案し、理事会の承認を持って定める。

2 本会が休会の場合はこの限りではない。

第 6 章 個人情報の取扱い

(個人情報取扱い規定)

第 30 条 本会の運営にあたり個人情報の取扱いにおいて、個人情報取扱細則を別に定める。

附 則

平成	7	年	5	月	6	日	一部改正、同日施行
平成	8	年	5	月	2	日	一部改正、同日施行
平成	9	年	3	月	4	日	一部改正、同日施行
平成	16	年	4	月	28	日	一部改正、同日施行
平成	18	年	4	月	27	日	一部改正、同日施行
平成	19	年	4	月	26	日	一部改正、同日施行
平成	20	年	4	月	23	日	一部改正、同日施行
平成	30	年	4	月	23	日	一部改正、同日施行
令和	4	年	4	月	25	日	一部改正、同日施行

PTA 規約細則

本会が休会の場合は1～3の限りではない。

1 選考委員会規程

- (1) 選考委員会は、次によって構成する。
 - ア 各学年委員の互選により若干名選出する。
 - イ 本部役員の互選により若干名選出する。
 - ウ 教職員の互選により若干名選出する。
- (2) 選考委員会の正副委員長は、選考委員の互選による。
- (3) 選考委員長は、次期総会までに選考委員会を開き、会長及び監事候補者を選出する。
- (4) 選考委員長は、選考委員会を代表して総会において選考経過を報告し承認を得る。

2 慶弔規程

本会会員の慶弔（見舞い・報償を含む）については、次によるものとする。

- (1) 結婚祝金 教職員が結婚した場合 5,000 円
- (2) 弔慰金
 - ① 会員（夫婦）、生徒の場合 5,000 円＋生花
 - ② 教職員、本部役員及び理事の一親等（同居家族）
5,000 円
- (3) 災害見舞 会員が災害等により、家族、家財等に損害を受けた場合は、見舞金として5,000 円程度とする。ただし、広域災害の場合は、役員会で協議し決定する。
- (4) 記念品代 教職員が転任、退職した場合
 - ① 在職期間 1～3 年未満 3,000 円
 - ② 〃 3 年以上 5,000 円
- (5) その他 その他、特別な場合には、会長・副会長が協議のうえ決定する。

3 旅費規程

本会の PTA 活動及び関係事業のため市外に出張した場合は、次により旅費を支給する。

- (1) 出張で、バス、電車等交通機関を利用したときは、その実費を支給する。
- (2) 自家用車を利用した場合は、バス、電車等交通機関を利用したものとして、その金額を支給する。
※出張は、公文書によるか会長から指示のある場合とする。

4 会費規程

途中で転入・転出したときは、1 学期あたり 800 円とし、応分の会費を集金及び返金する。

5 個人情報取扱細則

（目的）

第 1 条 本細則は、志木市立志木中学校 PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて本会規約第 29 条に基づき定めるものである。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA 会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、理事会構成員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、PTA 会長に書面で提出された、氏名、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事とする。

(利用目的)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成
- (3) 委員選出及び役員候補者選出、その他 PTA 活動実施のため

(利用目的による制限)

第8条 本会は、本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

(廃棄)

第10条 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 個人情報を第三者（前条各号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 14 条 第三者（前条各号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第 15 条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 16 条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者である会長に報告する。

(研修)

第 17 条 本会は、PTA 役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 18 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第 19 条 本会の志木中学校 PTA 個人情報取扱細則は、理事会において改正する。

附則

平成 30 年 4 月 26 日より施行する。

PTA 連合会 保険制度について

PTA 賠償責任保険

保険期間中に発生した、PTA 管理下（注 1）における以下の賠償責任を填補するもの。（賠償金等の支払いに際しては、あらかじめ保険会社の承認が必要となる。）

①PTA 活動に伴う賠償責任

PTA が PTA 活動の遂行に起因して、PTA 活動参加者や第三者に損害を与えて、法律上の賠償責任を負担した場合の保険金。

②保管物に係わる賠償責任

PTA が第三者から借用したスポーツ用具などの財物（保管物という）を損壊・紛失し又は盗取されたことにより、法律上の賠償責任を負った場合の保険金。

注 1： 「PTA 管理下」とは、PTA の指揮、監督及び指導下において、「PTA 活動」を行っている場合をいう。ただし、PTA 活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上は「PTA 管理下」には含まれない。

附則

令和 4 年 3 月 4 日 一部改正、同日施行

志木市立志木中学校 PTA 事務局

〒353-0007 志木市柏町 3-2-2

志木市立志木中学校内

048-471-0143